



鳥取県浄化槽整備 及び適正管理推進 協議会の取組 について

講師 鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課長 谷口 正一

目次

- 鳥取県の紹介
- 浄化槽に関わる鳥取県と鹿児島県の状況
- 鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会
- 開催スケジュール、当面の課題と取組





鳥取県の紹介



鳥取県の紹介①

- 面積 ➡ 3,507平方km
- 人口 ➡ 536,998人(R5.11.1時点)
- 世帯数 ➡ 221,889世帯(R5.11.1時点)
- 市町村数 ➡ 19(4市14町1村)
- 県庁所在地 ➡ 鳥取市(中核市)

主要な観光地



水木しげるロード



皆生温泉



大山



鳥取砂丘



浦富海岸

特産品



鳥取県位置



鳥取県知事
平井伸治



鳥取県の紹介②

令和4年度浄化槽トップセミナーin鳥取の開催について

開催日 令和5年1月20日（金）

会場 とりぎん文化会館（鳥取県立県民文化会館） 「小ホール」

参加者数 162名（うち市町村長、議会議員、行政担当者等76名）

実施プログラム

- これからの浄化槽について（環境省）
- 社会情勢の変化とこれからの汚水処理事業（常葉大学）
- 中山間地での生活排水処理の取り組み、合併処理浄化槽の活用と公的管理（兵庫県佐用町）
- 浄化槽の特徴を活かした避難所トイレシステム（東洋大学）

参加者からの主な意見

- 中山間地域では高齢化により、人槽の大きい浄化槽において実際の使用人数と乖離が起きていて、維持管理費が高くてしまっており、法定検査の未受検につながっているものと思う。市の一般財源だけでは負担が大きくなかなか助成が難しいので、国へ助成に係る制度化をお願いしたい。



開催状況

令和4年度 浄化槽トップセミナー 鳥取		
開催目的・対象		
主に地方公共団体の長、議会議員等、地方公共団体の関係者等に開かれ、経済的・効果的な生活排水処理施設である浄化槽の活用や、各地の状況にあった浄化槽の設置、活用を行い、環境を良くすることを目的として開催されるものです。		
プログラム		
時間	時間	プログラム
13:00～	—	会場受付開始
13:30	—	開 会
13:30～13:35	5分	開会挨拶
13:35～14:00	25分	来賓挨拶・市町村長紹介
14:00～14:30	30分	講演1 これからの浄化槽について 環境省環境部 環境政策課長 水田 正樹
14:30～15:00	30分	講演2 社会情勢の変化とこれからの汚水処理事業 常葉大学 小川 浩
15:00～15:05	5分	質疑応答
15:05～15:15	10分	休 息
15:15～15:45	30分	講演3 中山間地での生活排水処理の取り組み 合併処理浄化槽の活用と公的管理 兵庫県佐用町 尾道 典幸
15:45～16:15	30分	講演4 浄化槽の特徴を活かした避難所トイレシステム 東洋大学 山崎 宏史
16:15～16:25	10分	質疑応答
16:25～16:30	5分	閉会挨拶
16:30	—	閉 会



浄化槽に関わる鳥取 県と鹿児島県の状況



浄化槽に関わる鳥取県と鹿児島県の状況①

設置基数、維持管理実施率（令和4年度末）

	設置基数				保守点検	清掃	法定検査
	単独	合併	不明	合計			
鳥取県	12,879基	12,244基	39基	25,162基	85.4%	50.2%	57.7%
鹿児島県	101,880基	217,281基	—	319,161基	調査中		52.5%

浄化槽関係組織の特徴

	民間団体	指定検査機関
鳥取県	一般社団法人鳥取県浄化槽協会 ● 全国団体：一般社団法人全国浄化槽団体連合会 ● 関連業者（工事業、保守点検業、清掃業）の共益的団体 ● 正会員 59社（R5.10時点）	公益財団法人鳥取県保健事業団 ● 県内唯一の指定検査機関 ● 県内全域の法定検査を実施 ● その他事業内容 健康診断、食品検査 など
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 ● 全国団体：一般社団法人全国浄化槽団体連合会 ● 関連業者（製造業、工事業、保守点検業、清掃業）の共益的団体であり、県内唯一の指定検査機関 ● 正会員 493社（R5.3時点） ● 県内全域の法定検査を実施 ● その他事業内容 浄化槽普及啓発事業、浄化槽適正化事業、浄化槽機能保証事業 など	

浄化槽に関わる鳥取県と鹿児島県の状況②

市町村への権限移譲（R5.4時点）

鳥取県	全市町村数：19（保健所設置市：鳥取市）	
	うち、権限移譲市町	米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町（11）
	うち、権限未移譲町村 （県出先機関の各総合事務所に一部事務の権限を移譲）	三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町（7）
鹿児島県	全市町村数：43（保健所設置市：鹿児島市）	
	うち、権限移譲市町村	阿久根市、指宿市、垂水市、日置市、いちき串木野市、南九州市、伊佐市、三島村、十島村、さつま町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町（26）
	うち、権限未移譲市町 （県出先機関の各地域振興局及び支庁に一部事務の権限を移譲）	鹿屋市、枕崎市、出水市、西之表市、薩摩川内市、曾於市、霧島市、南さつま市、志布志市、奄美市、姶良市、長島町、肝付町、屋久島町、瀬戸内町、与論町（16）

浄化槽に関わる鳥取県と鹿児島県の状況③

所掌事務

	組織名	事務内容
鳥取県	鳥取県生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課	● 水質汚濁、土壌汚染等の防止及び生活環境の保全 ● 水資源対策 ● 生活排水処理施設の整備及び管理 ● 水道に関する事 ● 下水道（浄化槽、農業集落排水施設含む）の整備及び管理に関する事（工事、建築、廃棄物等に関する事を除く） など
鹿児島県	鹿児島県土木部 都市計画課 生活排水対策室	● 下水道に関する事（廃棄物等に関する事を除く） ● 浄化槽に関する事（工事、建築に関する事を除く） ● 農業・漁業集落排水施設に関する事



鳥取県浄化槽整備 及び適正管理推進協 議会



鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会とは

組織図

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会

(令和3年6月3日設立)

浄化槽の整備及び適正な維持管理に関して必要な協議を行い、浄化槽を含む生活排水処理施設の適正な処理促進を図ることによって鳥取県の豊かな自然や水環境を守ることを目的とする。

浄化槽台帳に関する検討部会

(令和3年7月27日設置)

浄化槽の維持管理向上に活用できる台帳を整備するため、正確な浄化槽情報の把握、台帳のシステム化、関係者間の情報共有といった課題について協議。

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会

(令和3年8月30日設置)

浄化槽の維持管理向上を図るため、「浄化槽管理者等に対する周知及び普及啓発」「行政指導の強化」「浄化槽管理者への支援」といった具体的方策について協議。

特定既存単独処理浄化槽の判定等に関する専門部会

(令和5年7月3日設置)

特定既存単独処理浄化槽の判定や必要な措置について専門的知識に基づく見解を聴取。

委員構成

区 分	人数	構 成 員
有識者	2名	公立鳥取環境大学 戸刃准教授、鳥取県浄化槽協会 早瀬相談役
民間団体	4名	鳥取県浄化槽協会 (会長、清掃部会長、保守点検部会長、施工部会長)
指定検査機関	2名	鳥取県保健事業団
浄化槽管理者	1名	公募委員 (一般)
県及び市町村	17名	自然共生社会局長、各総合事務所環境建築局長、権限移譲市町等13団体

各部会の委員構成

浄化槽台帳に関する検討部会

区 分	人数	構 成 員
民間団体	2名	鳥取県浄化槽協会（相談役 他1名）
指定検査機関	1名	鳥取県保健事業団
県及び市町村	9名	西部総合事務所環境建築局副局長、権限移譲市町等7市町

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会

区 分	人数	構 成 員
民間団体	2名	鳥取県浄化槽協会（清掃部会長 他1名）
指定検査機関	1名	鳥取県保健事業団
県及び市町村	14名	中部総合事務所環境建築局副局長、権限移譲市町等12団体

特定既存単独処理浄化槽の判定等に関する専門部会

区 分	人数	構 成 員
有識者	1名	国立大学法人鳥取大学 高部准教授
民間団体	9名	鳥取県浄化槽協会 （東部・中部・西部毎に清掃業者1名、保守点検業者1名、施工業者1名）
指定検査機関	1名	鳥取県保健事業団
オブザーバー	—	判定圏域毎に県浄化槽担当者、該当市町村の浄化槽担当者など

設立の背景

浄化槽法の一部改正（令和元年）

協議会設立に係る法改正の主な内容

- 1 県及び権限移譲市町は、単独処理浄化槽で、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれの状態にあるもの（特定既存単独処理浄化槽）について、必要な助言又は指導、相当な期限を定めて除却その他の措置（合併処理浄化槽へ転換）の勧告・命令が可能となった。
- 2 都道府県及び市町村は浄化槽による汚水の適正な処理の促進等に関し、必要な協議を行うため、県、市町村、浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、指定検査機関等により構成される協議会を組織することができる。

浄化槽法上の権限を有している12市町及び県総合事務所においてある程度統一した事務処理や浄化槽管理者に対する指導ルール及び関係者が連携した効率の良い手法等について話し合う場として協議会を設立

設立までの経緯①

準備会の開催

- 1 協議会（全体会）・準備会（令和2年12月21日）
 - 浄化槽台帳に係る現状と課題
 - 保守点検・清掃・法定検査に係る現状と課題
 - 協議会運営要綱案、部会設置案の審議
- 2 浄化槽台帳に関する検討部会・準備会（令和3年2月10日）
 - 浄化槽台帳整備の取組
 - 浄化槽台帳の項目
 - 浄化槽台帳のシステム化
- 3 保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会・準備会（令和3年3月18日）
 - 保守点検・清掃・法定検査に係る行政指導
 - 保守点検・清掃・法定検査実施率向上の取組

開催状況（R2.12.21）



関係者からいただいた課題等を整理し、
今後の方向性を定め、協議会（全大会）と検討部会で協議

設立までの経緯②

今後の方向性（キーワード）

1 浄化槽台帳に関する検討部会

- 浄化槽台帳の使用目的を踏まえた登録項目の整理
- 正確な浄化槽台帳の整備（不明浄化槽の解消）
- 空き家、転居による管理者等の変更の把握方法、各種届出の周知
- 浄化槽台帳情報の関係者間の共有（個人情報の取扱い）
- 浄化槽台帳のシステム化

2 保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会

- 特定既存単独処理浄化槽の統一的な判定基準、指導手順の整理
- 一括契約制度の導入や公共浄化槽整備（市町村設置型浄化槽）による実施率向上
- 浄化槽管理者の信頼や理解を得られる新たなアプローチ方法
- 関係者全体の意識の統一
- 浄化槽管理者への支援と行政指導等の両軸による取組

設立総会

協議・報告事項

- 協議会の設置について
- 会長と副会長の選任について
- 部会の設置について
- 各部会の準備会の協議概要

承認事項

- 協議会規約案
- 協議会設立
- 会長と副会長の選任
- 部会設置案（台帳部会、実施率向上部会）
- 各部会長の指名

委員からの主な意見

設立総会の開催状況 (R3. 6月)



区分	意見の内容
浄化槽台帳について	● 個人情報の取扱いは自治体により異なる場合があるので、事業者を含めた台帳の共有は難しいのではないかと。まずは行政機関と指定検査機関が同じ情報を共有し、事業者からの実績報告と見比べながら台帳データの突合を図ることが先である。 ● 浄化槽台帳の不突合が生じる原因のひとつである浄化槽廃止の未届けの解決策として、下水道部局や水道部局と連携した取組をしてはどうか。 ● 一度正確な台帳を整備してもいずれまた不突合が生じてしまうので、浄化槽管理者の変更届や廃止届等の取扱いを厳格化していくことが必要。
保守点検・清掃・法定検査実施率向上について	● 受検率向上の施策として、行政において補助金の制度化や、一括契約の推進への支援策が必要になると思われるので、次年度予算要求時期を踏まえたスケジュール感で協議を進めてもらいたい。 ● 法定検査の判定区分である「概ね適正」判定は、適正に近いものから不適正に近いものまで幅が広く、浄化槽管理者に「概ね適正」だから良いだろうと誤った認識をされかねないので、県独自に判定の細分化が必要ではないか。 ● 特定既存単独処理浄化槽に関する措置を検討するに当たり、浄化槽管理者は費用負担が生じるので、環境省のガイドラインに沿って判定して、合併処理浄化槽への転換まで繋がるのか、実務上の問題として心配である。

協議会の取組方針

保守点検・清掃・法定検査実施率向上に向けた取組の検討

1 目標設定年度、目標値の設定

2 具体的方策の検討

①台帳登録情報の精度向上（浄化槽台帳部会にて検討）

⇒正確な浄化槽基数、管理状況等の把握

②浄化槽管理者等に対する周知及び普及啓発

⇒保守点検、清掃、法定検査の違いや必要性の周知

⇒浄化槽管理者の信頼や理解を得られるアプローチ方法の検討（浄化槽管理者との接点が多い保守点検業者を中心にして啓発を行う等）

⇒法定検査の判定における県独自の判定の細分化や分かりやすさ（具体的に公共水域にどのような影響を及ぼすのか）の検討

③行政指導の強化

⇒浄化槽管理者への啓発・支援等と行政指導の両軸による取組

⇒統一的な行政指導の手順の検討

④浄化槽管理者への支援

⇒市町村による維持管理（市町村設置型又は個人設置型浄化槽の寄付採納）の拡大の検討

⇒維持管理組合制度の導入の検討

⇒維持管理費に対する助成制度（下水道料金との差額補助等）の創設の検討

⇒一括契約制度の導入の検討

協議会の取組方針

特定既存単独処理浄化槽に関する措置の検討

検討課題

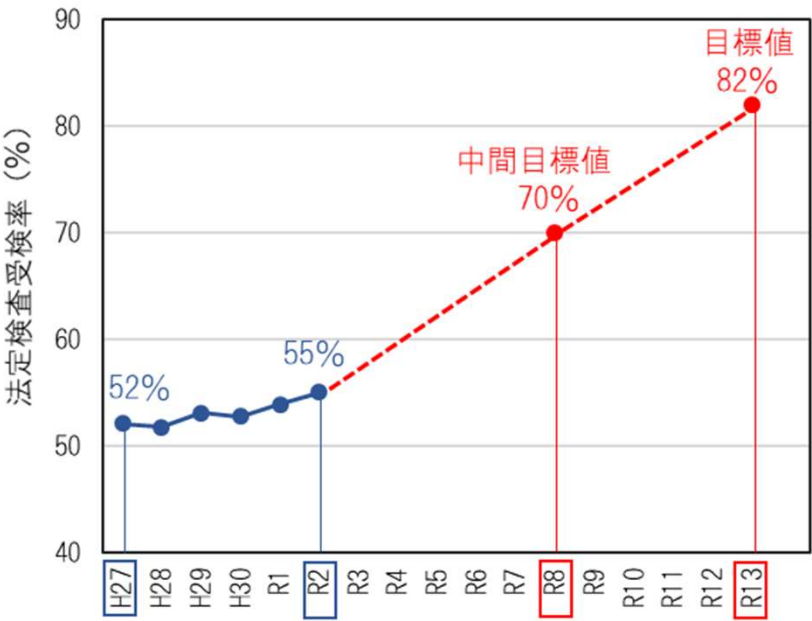
- 判定に当たっては慎重な判断が求められるため、別に専門部会の設置の検討
- 法定(11条)検査を未受検の浄化槽から対象となる浄化槽のスクリーニング方法の検討
- 国の指針から大きく外れないかたちの鳥取県版判定フローの検討
- 下水道処理区域内の浄化槽を補修する際の補助の検討

「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」や
「特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法に関する手引き」等を参考に、
鳥取県版判定フローを作成し専門部会を設置することで合意。

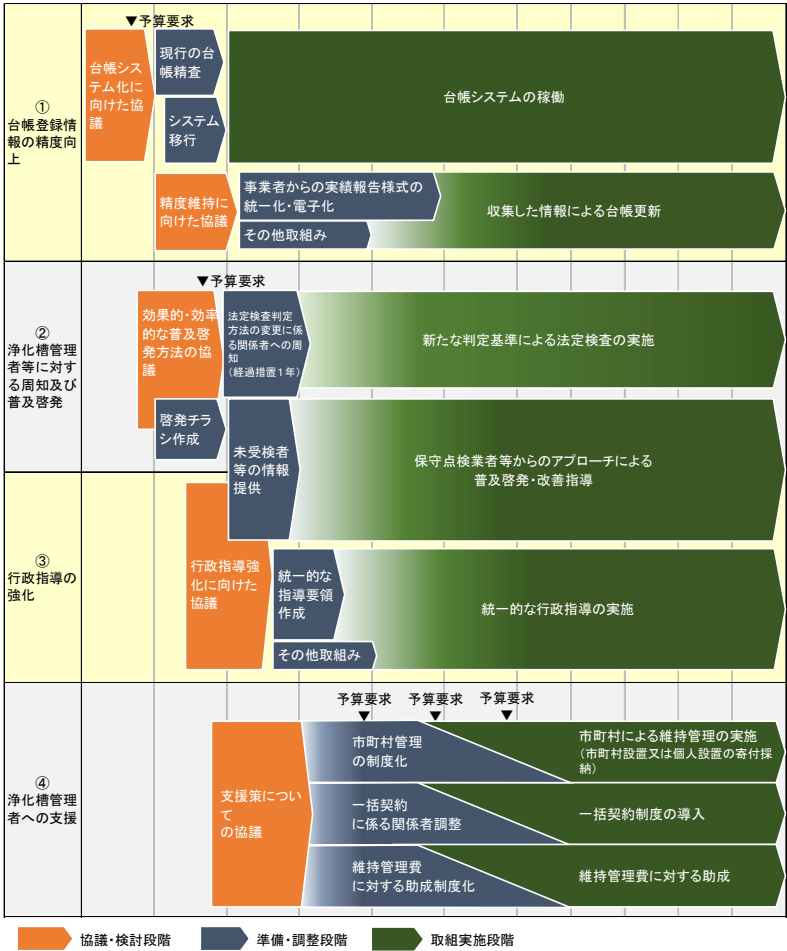
協議会の目標設定

当面の目標値の設定

- 目標とする指標：法定(11条)検査受検率
- 目標設定年度：令和13年度（令和3年度から10年後）
- 目標値：82%（保守点検実施率と同率）



目標達成に向けたロードマップ



浄化槽台帳部会における検討状況

具体的方策の検討：①台帳登録情報の精度向上について

本県の課題

- 行政が保有する浄化槽台帳と指定検査機関が保有する台帳で不突合が生じている。
⇒ 正しい浄化槽情報が把握できていない。
- 保守点検及び清掃の実績報告や法定検査結果の台帳登録（既登録情報との不突合に対する手当ても含む）作業を行えていない自治体もある。
⇒ 浄化槽台帳内容の更新が適切に行われていない。
- 表計算ソフトの台帳である（鳥取市を除く）ため、見にくさや誤入力等のヒューマンエラーの発生リスクがあることに加え、複数ファイルでの管理（年度別、旧市町村別）が必要となっている。

協議事項

- 行政が保有する浄化槽台帳と指定検査機関が保有する台帳情報の不突合解消
- 浄化槽台帳の登録項目の最適化
- 関係者間での浄化槽台帳情報の共有
- 浄化槽台帳のシステム化

浄化槽台帳部会における検討状況

浄化槽台帳のシステム化（県及び権限移譲市町で共同導入）

浄化槽台帳の不突合解消に向けた取組①

必要最小限の台帳項目に

- 項目として必要な理由を整理し導入するシステムに合わせ項目を最終調整

浄化槽台帳の不突合解消に向けた取組②

権限移譲交付金の項目に「台帳精査に係る現地調査」を追加して各市町等において現地調査を実施

浄化槽台帳の不突合解消に向けた取組③

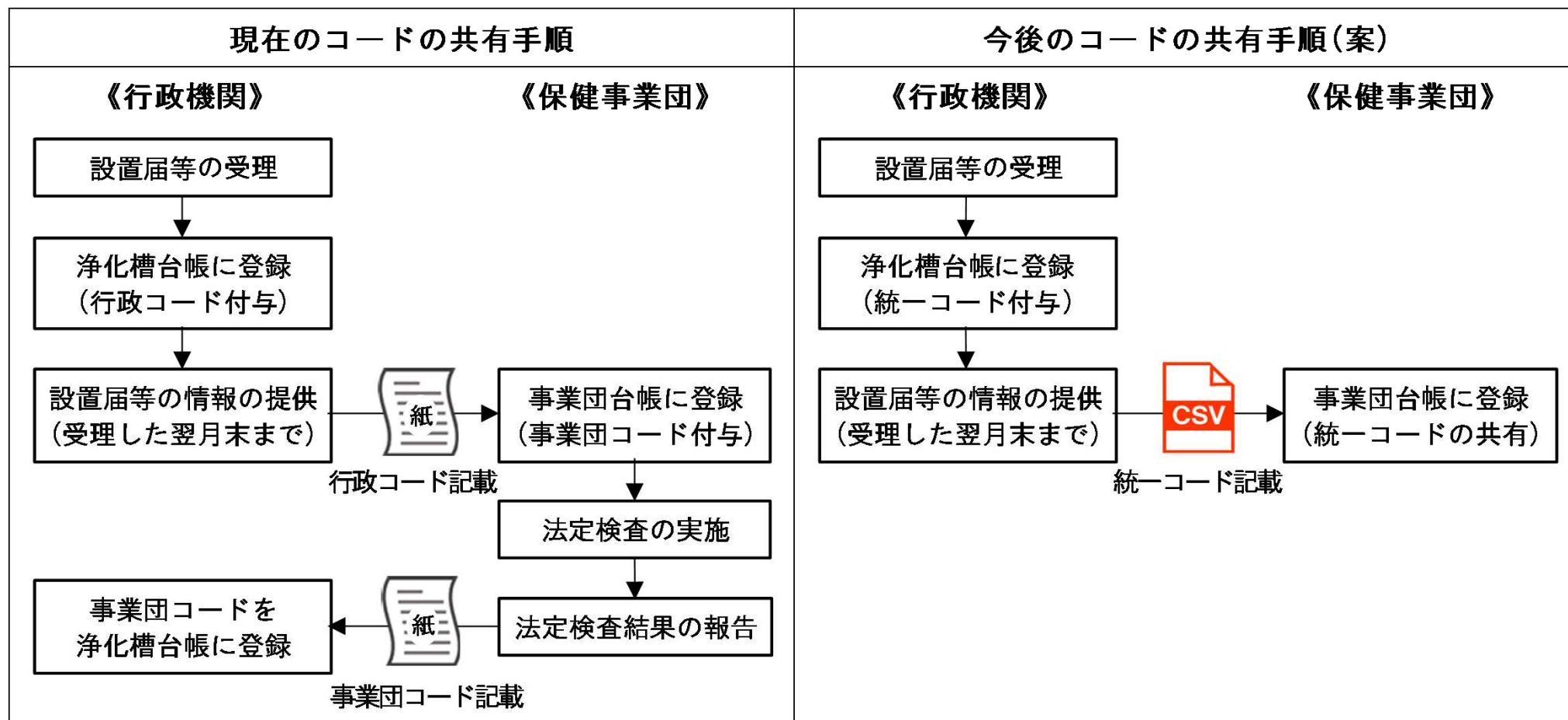
浄化槽法第49条第2項の規定を活用して第三者（上下水道、空き家・住民票担当部局等）へ情報提供を依頼

システム導入後も正確な浄化槽台帳を整備するための仕組み作りが必要

区分	Z-Join項目名	情報源					備考
		設置・変更等	使用開始（再開）届	使用停止・廃止届	管理者変更届	法定検査結果通知	
基礎情報	浄化槽の状況	●	●	●		▲	使用中、休止、廃止等の区分
	自治体独自番号						旧事業団コード
設置情報	設置届受理日	●					
	設置者氏名	●					
	設置場所の地名地番	●					
	浄化槽タイプ	●				▲	単独/合併
	構造基準	●					新旧構造、大臣認定
	処理対象人員	●				▲	人権
	処理方式	●				▲	
	日OD除去率	●					
	処理水日OD	●					
	高度処理水質	●					
	放流先	●					
	浄化槽メーカー	●					
使用状況	浄化槽型式名	●					
	工事予定業者	●					
	浄化槽管理者氏名		●	●	●	▲	
	浄化槽管理者住所		●	●	●	▲	
	浄化槽管理者電話番号		●	●	●	▲	
	使用者氏名						▲ 浄化槽管理者と異なる場合
	建築物名称	●					▲ 施設名
	公共所有施設	●					国、地方公共団体等の所有
	使用開始予定年月日	●					
	使用開始年月日		●				
	休止年月日			●			
	使用再開予定年月日			●			
維持管理情報	使用再開年月日		●				
	廃止年月日			●			
	浄化槽技術管理者		●		●		
	法定検査					●	
	検査結果					●	
	不遵守の原因					●	
備考	保守点検						●
	保守点検年月日						●
	保守点検業者						●
	清掃						●
備考	清掃年月日						●
	清掃業者						●
							特記事項を記載

浄化槽台帳部会における検討状況

台帳精度維持に向けた検討①：行政機関と指定検査機関の浄化槽コードの統一



浄化槽台帳部会における検討状況

事業者の浄化槽情報と浄化槽コードの紐づけ

紐
づ
け
に
係
る
課
題

- 個人情報の取扱い
⇒ 現行の県の条例では、浄化槽コードは個人情報に当たると解され、第三者への提供は制限されている。
※ 指定検査機関への提供は、浄化槽による汚水の適正な処理の促進という目的内の利用として可能。
- 事業者が保有する浄化槽情報と浄化槽コードの紐づけ方法
⇒ 浄化槽コードも個人情報に該当することから、事業者との浄化槽コードの共有が困難。



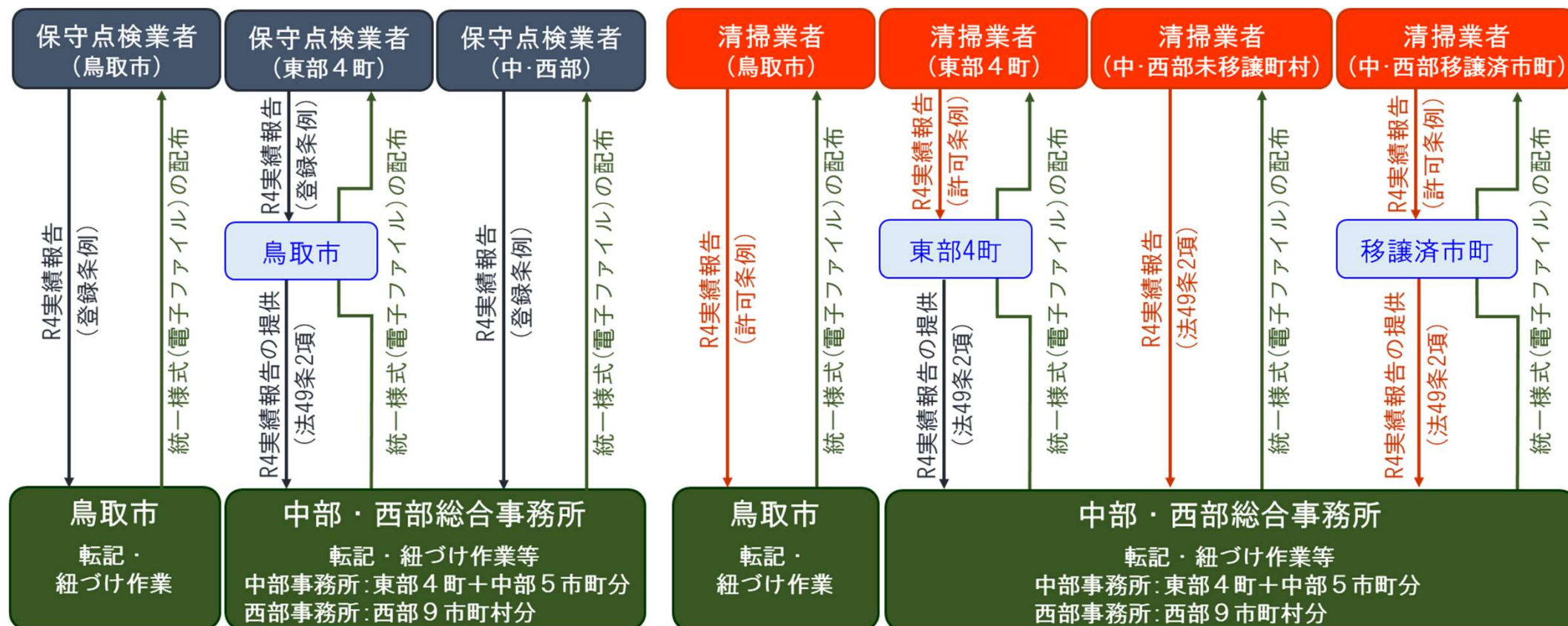
個人情報保護法の改正（令和5年4月施行）により、浄化槽コードの提供等は、利用目的や記録情報の提供先を明記して公表することで目的内利用となり、提供可能となる。



令和5年度に紐づけ作業を実施

浄化槽台帳部会における検討状況

事業者の浄化槽情報と浄化槽コードの紐づけ



浄化槽台帳部会における検討状況

台帳精度維持に向けた検討②：事業者からの実績報告の様式統一と電子化

手順① 事業者における浄化槽情報管理等の実態調査

区分	調査により分かった課題の内容	対応方針
様式統一	管理システムを導入しているため、 ● 使用している管理システムにおいて浄化槽コードを入力できる項目がない。 ● 管理システムに浄化槽コードを入力する作業手間の負担が大きい。 ● 保守点検及び清掃の実施日は画面上で確認できるがデータ出力が出来ないため、統一様式に実施日を記載するのは手間と時間がかかる。 ● システムから登録されている全ての項目が出力されるため、統一様式に合わせられない。	次のとおり個別対応する。 ● 行政機関で紐づけを実績報告の都度行う。紐づけしやすいように顧客コードなどの提供に協力をお願いする。 ● システムの取込み機能等がない場合は、上記と同様に行政機関で紐づけを実績報告の都度行う。 ● 保守点検や清掃のたびに統一様式に入力をお願いする。システムとの二重管理が難しい場合は、実施の有無のみ報告をお願いする。 ● エクセルファイル出力されるのであれば、統一様式の項目についてのみコピー＆ペーストによる対応をお願いする。
電子化	● 顧客の個人情報漏洩が懸念される。 ● メール容量に制限がある。	● 統一様式のエクセルファイルにパスワードを設定（パスワードは別の方法で伝達）する。 ● C D－R等による提出とする。
	● パソコンが使用できない。メールの送信方法が分からない。	● これまでどおり紙による提出とする。

浄化槽台帳部会における検討状況

台帳精度維持に向けた検討②：事業者からの実績報告の様式統一と電子化

手順② 統一様式の作成

〇〇年度浄化槽保守点検実績報告書（詳細）

登録業者名：株式会社■■■■

浄化槽管理士名 : ○○ ○○

浄化槽コードが分かる場合は必須事項のみの記載とする

浄化槽コードが不明な浄化槽(新規契約案件等)については分かる範囲で記載してください

必須事項						浄化槽コードが不明な浄化槽(新規契約案件等)については分かる範囲で記載してください				
浄化槽コード	浄化槽管理者氏名	浄化槽設置場所	浄化槽管理者住所	保守点検実施日 (当該年度最終)	備考	処理方式	単独/合併 台数	人槽	建物名	浄化槽管理者 電話番号
12345678	●● ●●	■市■町123番地45	■市■町123番地45	R5. 3. 1	契約解除(下水接続)					
23456789	●● ●●	■市■町234番地5	●●県●●市●●456番地7	R5. 3. 10						
	●● ●●	▲▲郡▲▲町▲▲345	▲▲郡▲▲町▲▲345	R5. 3. 15		分離接触ばっ気	合併	10	●●美容院	0857-12-3456

浄化槽コードが分からない場合は空欄

〈備考欄〉

- 下水接続や空家化等による契約解除
- 浄化槽管理者の変更
- 建物の用途が変わった場合(店舗→住宅)
- 通常の使用状態でない(間欠使用)浄化槽で保守点検を減じている場合

浄化槽コードが分からない場合は分かる範囲で記載

(記載要領)

- 1 浄化槽コードのある浄化槽については必須事項のみの記載でかまいません。
- 2 浄化槽コードが不明な浄化槽については、分かる範囲で全ての項目について記載してください。
- 3 必須事項の備考欄には次のような場合を参考に、特記事項を記載してください。
 - 例1) 下水接続や空家化等により年度途中で契約解除となった場合
 - 例2) 浄化槽管理者が変更となった場合
 - 例3) 通常の使用状態ではない(間欠使用)浄化槽で保守点検回数を減じている場合

浄化槽コードが分からない場合は分かる範囲で
情報を記載

〈備考欄〉

- 下水接続や空家化等による契約解除
- 浄化槽管理者の変更
- 建物の用途が変わった場合(店舗→住宅)
- 通常の使用状態でない(間欠使用)浄化槽
で保守点検を減じている場合

浄化槽台帳部会における検討状況

台帳精度維持に向けた検討②：事業者からの実績報告の様式統一と電子化

手順③ 事業者向け説明会の開催（令和5年3月22日）



	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
システム	・台帳情報の精査 ・システムへのデータ移行	・システム稼働		・電子データによるシステム取込み
実績報告	実績報告の統一様式及び電子化の検討	・実績報告を従来様式で提出(5月末) ↓ ・浄化槽コード紐づけ作業 (県・鳥取市で実施) ↓ ・事業者に浄化槽情報入力済み統一様式の電子データを送付	・実績報告を統一様式で提出(5月末) ※可能であれば電子データで提出	・実績報告を電子データで提出(5月末) ※困難な場合は個別対応

・事業者向け説明会
(様式公表)
・関係通知の発出

R5.3 末～4 月

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

具体的方策の検討：②浄化槽管理者等に対する周知及び普及啓発について

協議事項

- 保守点検、清掃、法定検査の違いや必要性の周知と浄化槽管理者へのアプローチ方法
⇒保守点検、清掃、法定検査の違いや必要性の周知（浄化槽管理者に十分理解いただけていない現状がある。）
⇒浄化槽管理者の信頼や理解を得られるアプローチ方法の検討（浄化槽管理者との接点が多い保守点検業者を中心に行う等。）
- 法定検査の判定における県独自の判定の細分化や分かりやすさの検討
⇒法定検査の判定において適正に近いものから不適正に近いものまで含まれる「概ね適正」について県独自の判定の細分化の検討

保守点検業者等からのアプローチによる取組①

普及啓発用チラシの作成

- 保守点検・清掃・法定検査の違いや法における義務の説明に特化したチラシ
- 行政機関は新規設置者への説明時、行政指導時
- 事業者は保守点検や清掃時
- 指定検査機関は受検案内時、検査に不満を感じている方への説明時等で活用

保守点検業者等からのアプローチによる取組②

検査済証シールの貼り場所の統一

- 個人情報の観点から未受検者情報の提供が困難
- 指定検査機関の貼る検査済証シールを活用し保守点検業者と共有

法定検査の判定基準の見直し

清掃の実施状況に係る不適正判定基準の明確化（長期末実施⇒2年連続で未実施）

- 「概ね適正」判定の中で細分化しても判定区分としては「概ね適正」のままであり、改善指導につながらないことから「不適正」判定の判定基準を見直す。
- 見直しに係る周知期間を1年とする。

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

具体的方策の検討：②浄化槽管理者等に対する周知及び普及啓発について

協議事項

● 分かりやすい検査結果通知

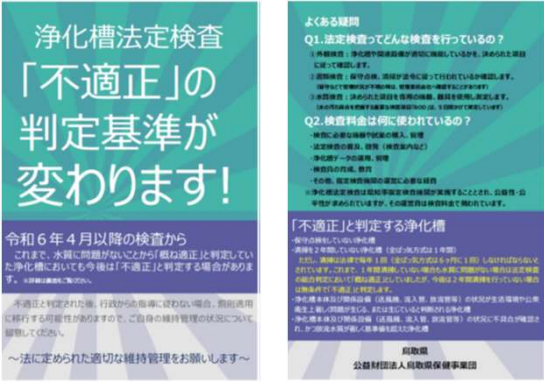
- ⇒指定検査機関から浄化槽管理者へ送付する現行の浄化槽法定検査結果通知及び浄化槽法第11条検査結果書は、専門用語が多く、判定結果と要改善内容等の所見欄が下の方にあるため、浄化槽の素人である管理者にとって分かりづらい。
- ⇒判定結果を浄化槽管理者に分かりやすく伝えるため、様式を改良することを検討する必要がある。

● 検査の内容や検査料金の算定根拠の説明チラシの作成

- ⇒管理者不在のときに検査を行われることがあり何をしているのかわからない、検査料金はどうに決めているのかといった苦情や問合せが多い。
- ⇒判定基準が変わることを伝えるために作成する予告チラシに、検査の内容や料金の算出根拠についても一緒に記載することを検討する。

● 事業者（浄化槽協会）との連携協定の具体的な仕組

- ⇒これまで目的外利用として民間事業者や団体への個人情報（浄化槽コードを含む）の提供は困難であったが、改正個人情報保護法では個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことで目的内利用（法第70条）となり提供が可能となった。
- ⇒保守点検業者への協力依頼方法として、鳥取県、鳥取市、浄化槽協会の三者で連携して行う方法について、鳥取県個人情報保護事務取扱要綱に基づき、実際の事務手続に沿って詳細を詰めていくことで合意。

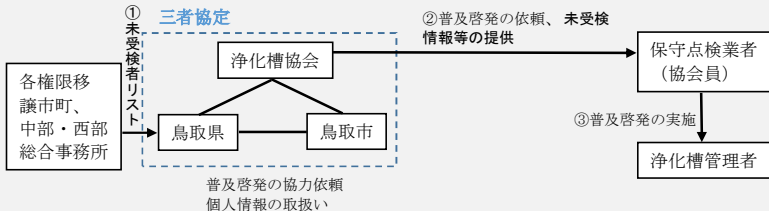


保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

検討事項①

保守点検業者からのアプローチによる普及啓発

- 鳥取県・鳥取市・一般社団法人鳥取県浄化槽協会との三者協定による普及啓発
⇒浄化槽の保守点検を行う際に、未受検の浄化槽管理者に対して普及啓発チラシを用いて浄化槽法に基づく適正な維持管理の説明を行う。
⇒清掃が必要であると認められる場合は、その旨を浄化槽管理者へ伝える。
⇒未受検の浄化槽管理者の情報は、浄化槽協会からの提供又は浄化槽（原則ブロワ）に貼付されている受検済証シールにより把握する。
- 鳥取県浄化槽協会員外の保守点検業者への普及啓発依頼方法
⇒非協会員保守点検業者へ個別に普及啓発の実施を依頼する。
⇒本協定の趣旨に同意し、普及啓発の実施にご協力いただける事業者について、同意書兼個人情報の取扱いに係る誓約書を提出していただく。
- 普及啓発を依頼する根拠の明確化
⇒「鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正し、保守点検業者による受検勧奨に関する根拠規定を設ける。



検討事項②

指定検査機関からのアプローチによる普及啓発

- 分かりやすい検査結果通知
⇒判定結果を浄化槽管理者に分かりやすく伝えるため、様式を改良することについて、右のとおり変更することで合意。
- 法定検査手数料の支払い方法の追加について
⇒現行の支払方法は、現金（当日）又は振込用紙（後日）の方法しかなく、浄化槽管理者の利便性向上及び受検率向上の観点から方法を増やすことについて、導入の可能性について引き続き検討が必要。



保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

具体的方策の検討：③行政指導の強化

協議事項

- 指導を行う対象、保守点検業者との情報共有

⇒法定検査で不適正となるのは、浄化槽管理者だけではなく事業者側に責任がある場合もあるので、責任の所在を考慮して事業者も含めた指導を併せて行わないと、浄化槽管理者の不信感につながる。

⇒対象基数が多い市町に対して事務負担が大きくなるような共有の仕方について検討

- 指定検査機関と連携した指導について

⇒指定検査機関が法定検査の判定結果を浄化槽管理者に通知している一方で、指導通知は行政が行っていて情報が一元化されていない。浄化槽管理者が混乱するので整理が必要。

（法定検査の実施から行政機関への結果報告までの間が最大で2か月かかる場合があり、行政機関からの指導通知が指定検査機関からの検査結果通知から遅れて浄化槽管理者に届いている。）

⇒法定検査の未受検者に対する指導の実施や指導後に受検申込があったことの情報共有が行政機関と指定検査機関の間で出来ていない。

- 勧告・命令へ移行する判断基準について

⇒法定検査を未受検でも問題ないといった風潮が広がらないように、指導助言だけではなく、勧告や命令といった次のステップに進めないと、受検率向上に繋がらない。

統一的な指導手順を検討

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

統一的な指導手順①

事業者を対象とした指導の実施

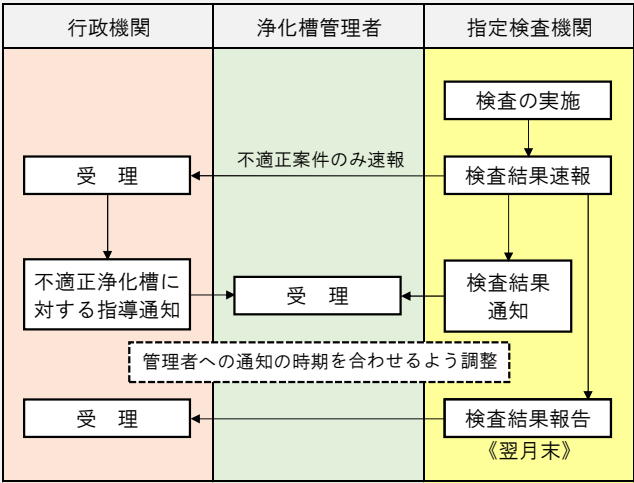
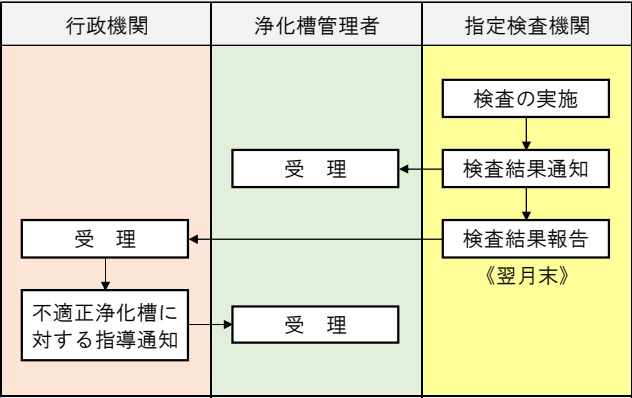
- 指定検査機関や事業者によく聞取りをした上で、事業者の原因があると認められる場合は、浄化槽管理者ではなく事業者に対して指導を行う。
- 浄化槽管理者に原因がある場合においても、浄化槽管理者へ指導文書を送ると同時に保守点検業者にも指導を行ったことを通知し、改善が図られるよう協力を依頼する。

統一的な指導手順②

不適正判定の検査結果報告と行政指導通知の連携

- 右の手順により、検査結果報告と行政指導を行う。
- 法定検査結果の行政機関への報告時期はこれまで通り翌月末までを基本とするが、不適正判定の情報を速報として行政機関に報告する。

《現行の手順》



統一的な指導手順③

保守点検業者との不適正判定案件の共有及び改善に向けた協力依頼

- 保守点検業者への協力依頼文書の様式を事務処理マニュアルに定め、浄化槽管理者への指導通知と共に保守点検業者への協力依頼文書も機械的に通知できるようにする。

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

具体的方策の検討：③行政指導の強化

協議事項

- 勧告・命令への移行判断基準

⇒対象となる浄化槽が多くて全員に一度に勧告・命令を適用できるのかといったことが課題であり、具体的な進め方を検討する。
⇒浄化槽管理者の支援（市町村による維持管理、一括契約制度の導入、維持管理費に対する助成など）と併せて協議していく。

- 指導通知の封筒に色を付ける等の工夫

⇒毎年の通知として読んでもらえないことを避けるため、また、より強い指導に移行していることが浄化槽管理者に伝わるよう工夫が必要である。

**維持管理（保守点検・清掃）が不適正な場合（法第12条関連）と
法定検査を未受検の場合（法第12条の2関連）
の2つに分類し、勧告・命令への移行判断基準を検討**

保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

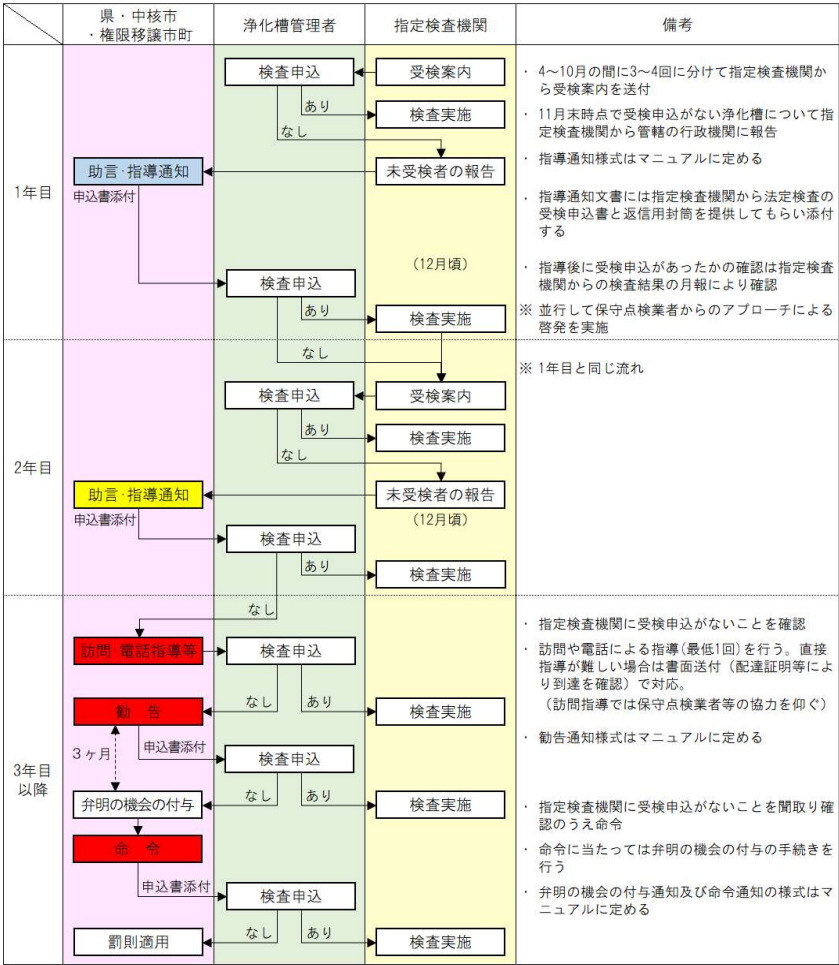
法定検査未受検者に対する措置 本県の勧告・命令へ移行する判断基準（案）

- 指定検査機関から未受検者として報告を受けて、連続して2年指導しても改善されない場合は、訪問や電話等による指導（最低1回）を行い、それでもなお受検されない場合は3ヶ月以内に受検するよう勧告を行う。
- 勧告後3ヶ月以内に受検しない場合、弁明の機会の付与の手続きを経て、命令を行う。

対象基数が多い場合の優先手順（案）

- 未受検者への対応フロー3年目に到達した浄化槽について、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽で分類する。
- 合併処理浄化槽は引き続きこのフローを適用し、訪問や電話による指導を最低1回行った上で勧告・命令へ移行する※1。
- 単独処理浄化槽は、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フローへ移行し、当該事務フローのスクリーニングの結果、対象とならなかったものについてはこちらのフローに戻り、訪問や電話による指導を最低1回行った上で勧告・命令へ移行する※2。

- ※1 勧告・命令へ移行する合併処理浄化槽件数が多い場合
未受検年数でグループ分けし、未受検年数の長いグループから段階的に勧告・命令へ移行する。
- ※2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フローで対象とならなかったもの
浄化槽管理者に受検する気がないと認められるものや苦情が寄せられているもの等でグループ分けし、順に指導を行う。



保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

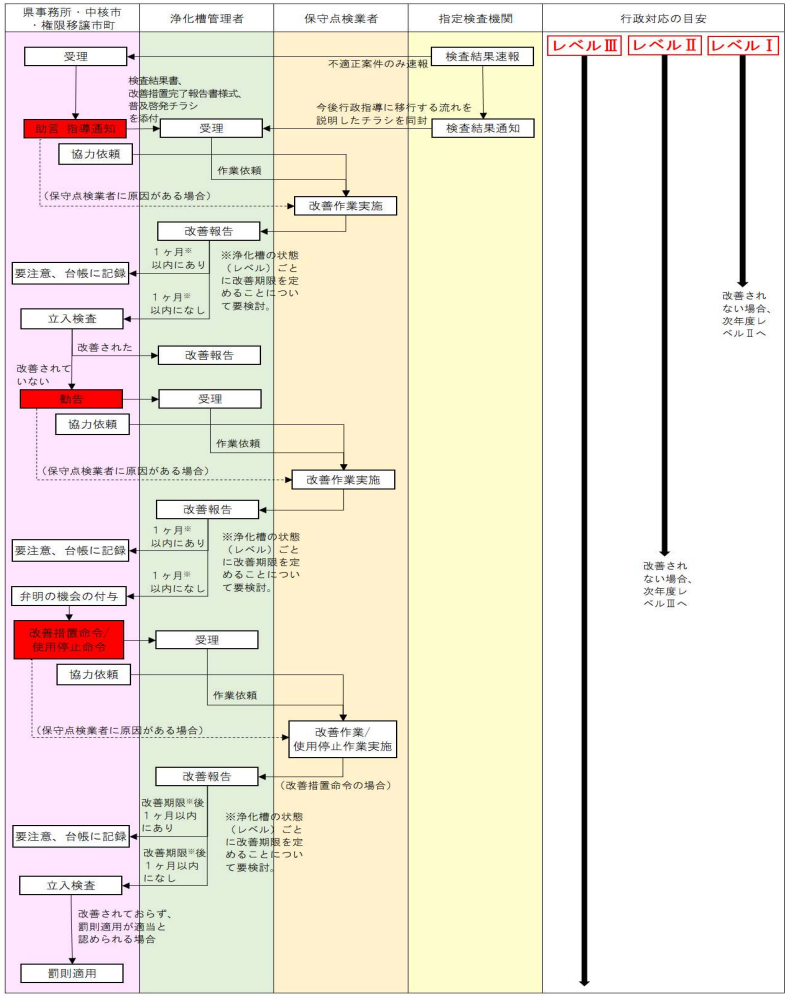
維持管理が不適正な浄化槽に対する措置 本県の勧告・命令へ移行する判断基準（案）

- 不適正の内容別に行政対応レベルを定め、緊急度・重要度に応じた指導を行う。
- 緊急度や重要度を二段階に分けた上で指導方法に差をつけ、優先順位の高いものへの改善指導を強化する。
 - 行政機関は、不適正と判定された浄化槽について、不適正の内容別に行政指導を行う。
 - 行政対応レベルⅢの浄化槽から優先的に指導を行い、レベルⅡ、レベルⅠと移行する。
 - 行政対応レベルⅢの単独処理浄化槽については、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フローへ移行する。
 - 立入検査や専門部会での委員の意見聴取の結果、特定既存単独処理浄化槽と判定されなかった浄化槽については、このフローに戻り、助言・指導通知から指導を行う。
- ※指導通知、勧告、命令様式は事務処理マニュアルに定める。

鳥取県版行政対応レベル（案）

※保守点検又は清掃の未実施のみで不適正となっている浄化槽は立入検査を行わない。

緊急度・重要度	区分	不適正の内容
緊急度、重要度が高い	レベルⅢ	・漏水及び躯体（本体）の著しい破損 ・保守点検が2年間未実施 ・その他検査員が「不適正」とすることが適切と判断したもの
緊急度、重要度は高くない	レベルⅡ	・保守点検の未実施 ・清掃が2年間未実施（全ばっ気方式は1年間）
	レベルⅠ	・清掃の未実施（全ばっ気方式は半年間）



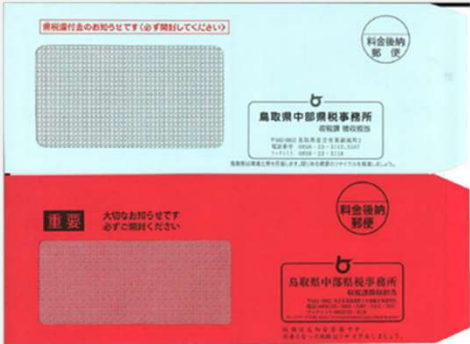
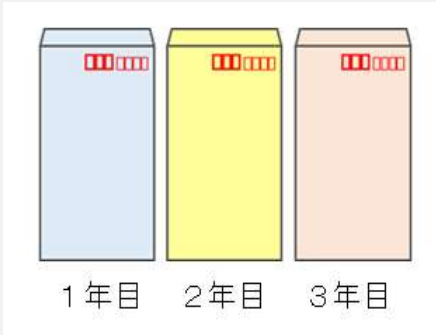
保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

指導等の通知における工夫

助言・指導、勧告、命令の通知文書の封筒については、事務処理マニュアルに県の発注仕様書例を定め、権限移譲市町や県の各総合事務所において個別に発注することで合意した。

※1年目の封筒については、現在使用している既存のもので構わないものとする。

通知における工夫	● 指導、勧告、命令文書の封筒を色付きにする。 （例）1年目：白色（通常の封筒） 2年目：黄色 3年目：赤色（桃色） ● 指導、勧告、命令文書の封筒にメッセージを記載する。 （例）至急開封、このまま放置すると中に入っている文書のとおりになります。
適用開始時期	未受検者への対応フローの適用開始年度から



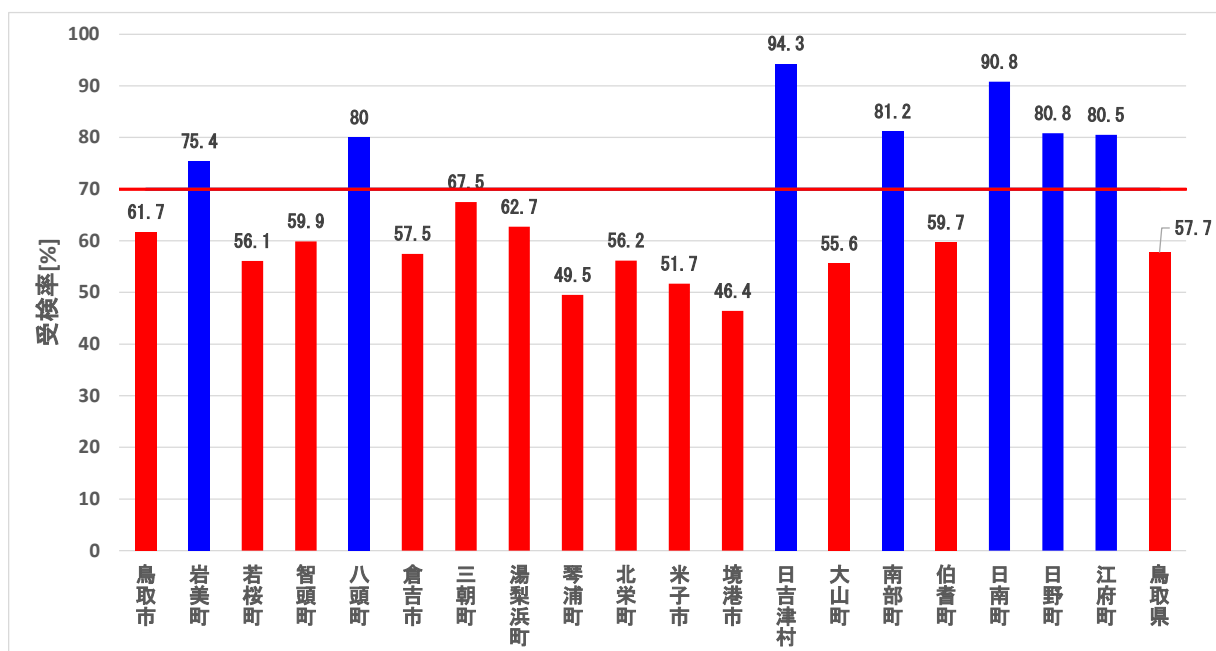
保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト部会における検討状況

具体的方策の検討：④浄化槽管理者への支援

協議事項

- 市町村・組合による維持管理の実施、一括契約制度の導入、維持管理費に対する助成 等
⇒ロードマップで示している当面の目標値「令和8年度末で法定検査受検率70%」を現時点で下回っている市町に、新たな取組の実施に係る検討を現在要請中。

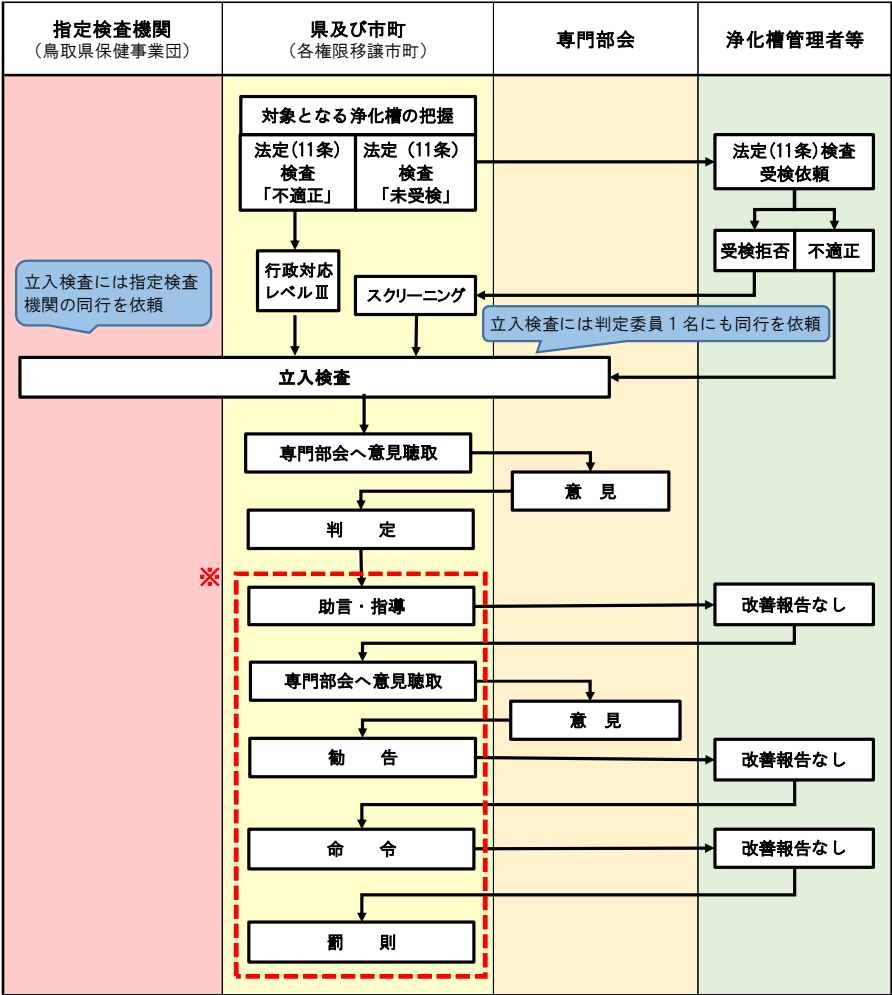
県内の法定検査受検率
(令和4年度末時点)
浄化槽設置基数等調査(鳥取県)より



特定既存単独処理浄化槽の判定等に関する専門部会における検討状況

① 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事務処理フロー

- 法定（11条）検査で不適正判定の浄化槽
保守点検又は清掃の未実施のみで不適正となっている浄化槽は立入検査を行わない。
- 法定（11条）検査未受検の浄化槽はスクリーニングを実施
受検指導をして受検を拒否されたものについて、次のいずれかに該当するものをリストアップする。
 - ① 設置年
昭和54年以前（新構造基準が制定された年以前）又は設置年が不明
※対象となる浄化槽数が多い場合は、旧構造基準の腐敗タンク型から優先的に行う、古いものから順に行う等複数回にわけて抽出する。
 - ② 維持管理状況
保守点検を1年以上未実施又は清掃を2年以上未実施のもの
ただし、全ばっ気型は清掃を1年以上未実施のもの
 - ③ その他
周辺住民からの苦情、クレーム等、不適切な維持管理の情報

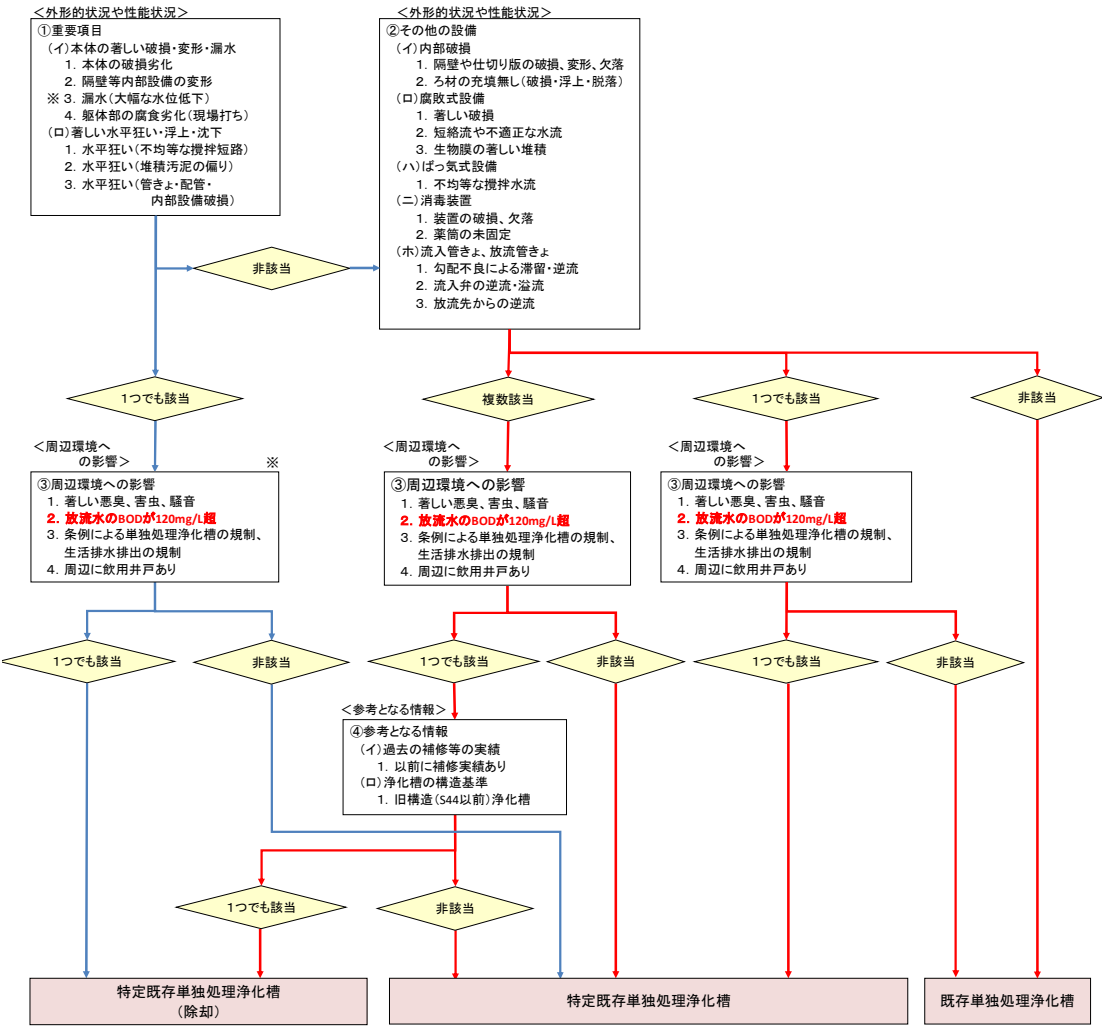


※助言・指導後に勧告、命令、罰則へ移行する手順等は別途協議する。

特定既存単独処理浄化槽の判定等に関する専門部会における検討状況

鳥取県版

2 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー



※放流水の採水(BOD検査)が実施できないほど漏水している場合は、周辺環境への影響ありとして、特定既存単独処理浄化槽(除却)と判定する。



おわりに

開催スケジュール、当面の課題と取組



開催スケジュール

	令和5年度												令和6年度				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
協議会 (全体会)			第1回 (6月) ■					第2回 (11月) ■						第1回 (5~6月) ■			
保守点検・清掃・法定検査 実施率向上プロジェクト部 会					第1回 (8月) ■		第2回 (10月) ■	予 算 要 求			第3回 (2月) ■					第1回 (7~8月) ■	
浄化槽台帳 に関する 検討部会															第1回 (6~7月) ■		
特定既存単 独処理浄化 槽の判定等 に関する専 門部会				設置 (7月) ■					西部 (12月) ■	中部 (1月) ■				東部 (5月) ■			

当面の課題と取組

ロードマップ分類	当面の課題	取組方針
①台帳登録情報の精度向上	● 事業者からの実績報告様式の統一化・電子化 ● 実績報告の台帳取込事務省力化に向けた新システムの導入	● 事業者説明会の開催 ● 台帳部会を再開して導入について検討
②浄化槽管理者等に対する周知及び普及啓発	● 保守点検業者からの普及啓発実施	● 浄化槽協会等との協定締結 ● 条例改正 ● 事業者説明会の開催
③行政指導の強化	● 勧告・命令への移行判断基準確立	● 事務処理マニュアルの改訂
④浄化槽管理者への支援	● 各市町の実情に沿った支援策の導入	● 各市町の課題等の整理 ● 財政面において県から支援できないことがないか検討
その他		
特定既存単独処理浄化槽の措置	● 判定手順の確立 ● 判定後の指導手順の確立	● 立入検査の実施数を増やしていき案件を積み重ねていく ● 浄化槽整備区域以外にある単独処理浄化槽への指導方法の検討

令和6年10月19日(土)〜22日(火)
 咲かせよう 砂丘に長寿と 笑みの花
**ねんりんピック
 はばたけ鳥取2024**
 第36回全国健康福祉祭ととり大会



ご清聴ありがとうございました。

交流大会開催地 (県内19市町村・29種目)

